

令和 7 年度静岡県農業学習システム作成業務 企画提案仕様書

本仕様書は、静岡県（以下、「甲」という。）が「令和 7 年度静岡県農業学習システム作成業務（以下、「本業務」という。）」の受託者（以下、「乙」という。）の公募に当たり、必要とする基本的な事項を定める。

1 目的

社会人が栽培技術を短期間で効果的に学ぶための学習システムを開発し、社会人の就農を促進する。自衛隊の駐屯地を有し首都圏から近い県東部をモデル地域に設定し、退職を迎える自衛官や首都圏在住の社会人を対象に学習システムを開発、将来的には全県に横展開していく。

学習システム開発にあたって、令和 7 年度は、「イチゴ」に焦点を当て、学習システムにおけるコンテンツの基礎となる栽培データ収集、及び学習システムの要求仕様の作成に取り組む。

2 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

3 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）

契約金額の上限を金 19,000,000 円とする。

4 業務内容

本業務の目的を達成するために下記の業務を実施し、「イチゴ」に焦点を当て、学習システムにおけるコンテンツの基礎となる栽培データ収集、及び学習システムに関わる要求仕様の検討に取り組む。

なお、3 ヶ年の関連の計画概要は以下の通り予定する。なお、計画は変更する場合がある。

令和 7 年度：「イチゴ」に焦点を当てた基礎データ獲得と要求仕様の作成（本業務）

令和 8 年度：要求仕様を踏まえた学習システム開発と PoC^{※1}の実施（アジャイル開発^{※2}）

令和 9 年度：持続性、拡張性を備えた学習システムの実装

※1：新しい概念や理論、アイデア、あるいは特定の技術やシステムが、実現可能であるか、また期待される効果や性能を発揮できるかを検証するために行われる、試験的または実験的な取り組み。

※2：短い期間で開発とテストを繰り返しながらシステムを作り上げていく開発手法。

(1) プロジェクトチームの立ち上げ

- ア 本業務を遂行するためプロジェクトチームを立ち上げる。なお、プロジェクトチームを構成する構成員（以下、「プロジェクトメンバー」という。）については、甲と乙の協議の上で決定する。
- イ 想定されるプロジェクトメンバーの構成
 - プロジェクト全体を統括するディレクター：1名
 - アドバイザー：2～3名程度
イチゴ栽培に長けた専門家を想定。
 - 構築メンバー：2～3名程度

(2) 静岡県担い手育成事業に関する検討会の開催の支援

- ア 本事業に関連する事業者（意欲ある県内の生産者、JA職員等を含む）、関連自治体、及び専門家等で構成される「静岡県担い手育成事業に関する検討会」（以下、「検討会」という。）の開催支援。
- イ 下記（3）（4）に関連する内容の事前協議、調査及びデータ解析結果の報告等について協議すること。なお、令和7年度中の検討会は3回程度の開催を想定している。
- ウ 各検討会終了後、2週間以内に会議の内容等をまとめた報告書（任意様式、写真を添付すること）を作成し、甲へ提出すること。
- エ 委員に謝金等を支払う必要がある場合は、乙が委託費の中から支出すること。
- オ 検討会の会場や備品の借り上げ、設営、各種手続き等の調整を行うとともに、運営に必要な場合の費用は乙の負担とする。

(3) 学習システムにおけるコンテンツの基礎となる栽培データ収集

学習システムにおけるコンテンツの基礎となる栽培データの収集と解析を行う。実際の圃場における作業過程の撮影・記録や、専門家や篤農家等生産者への聞き取り・調査を通じて情報を収集・解析し、データ、静止画、動画等によってコンテンツとして取りまとめる。

(4) 「イチゴ」の栽培に関わる学習システムの要求仕様検討・作成

学習システムの構成及び機能、開発に必要となる要件を検討し、来年度以降の学習システム開発及びPoCに繋がるよう整理する。要求仕様には以下の項目を含めること。

- データ収集仕様（収量・品質・環境データ、動画・静止画記録の範囲）
- ユーザーインターフェース仕様（直感的操作が可能な設計方針）

- セキュリティ・保守仕様（利用制限、データ保護、更新容易性）
- 担い手育成プロセスにおける役割・タイミング
- 研修パッケージへの適用方法
- 効果検証方法（学習効果指標、PoC での評価基準）

なお、要求仕様の作成においては、以下のような前提をおく。

項目	内容
利用対象	【運用・提供】 静岡県及び県が利用を了承した団体等 【ユーザー】 静岡県内においてイチゴで新規に就農を希望する者 （就農に向けた研修段階の者や、就農意向を持つ社会人）
内 容	標準的な栽培技術（施設管理、施肥・防除・収穫等時期別作業） 市場出荷向け、観光農園向けのいずれにも対応できる内容 ケーススタディによる経営課題の解決を思考できる内容 その他、就農定着等に必要な事項
対象品種	「きらび香」及び「紅ほっぺ」
協力施設	静岡県農林環境専門職大学（磐田市） （株）時之栖（御殿場市）内のイチゴ栽培施設 生産者
そ の 他	利用期間の制限を設けないこと セキュリティや保守に関するコストが最小となること テキスト変更等簡易な修正は運用元で対応できること

（５）その他、業務の実施において効果的な事項（自由提案）

（６）全体スケジュール

スケジュールは、以下の期日を参考に、乙が提案の上、甲と協議して決定する。

- ア プロジェクトチームの立ち上げ：11 月下旬まで
- イ 検討会開催：12 月上旬から 3 月中旬まで
- ウ 栽培データ収集：3 月中旬まで
- エ 要求仕様作成：3 月下旬まで

5 成果品の提出

以下の成果品を HDD 等の外部記録媒体により納入すること。

- （１）本事業で収集した栽培データ（静止画、動画等、収量・品質データ等）
- （２）学習システムの要求仕様に関わる取りまとめ（様式は別途協議）
- （３）その他作成資料（任意様式）

6 留意事項

(1) 実施体制

ア 本業務を推進し全体の責任を負う実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。

イ 実施責任者は、甲の担当者と十分な意思疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、甲の担当者と緊密な連携、調整を図ること。

(2) 秘密保持等

ア 本業務また付随する業務において、県及び受託者は個人情報の保護に関する法律及びセキュリティポリシーに十分留意しなければならない。

イ 万が一、乙の瑕疵による個人情報の漏洩に伴い甲に損害が発生した場合は、乙はその一切の責任を負うものとする。

ウ 秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

(3) 著作権等

ア 本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は甲に帰属するものとし、その利用及び再編集は甲において自由に行うことができるものとする。

イ 本業務の実施による成果品は、映像・画像等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納入すること。

(4) その他

ア 本業務に関する必要な経費は契約金額に全て含むものとする。

イ 乙は、甲が同意した場合を除き、第三者に業務の再委託をしてはならない。

ウ 定めのない事項については、双方誠意をもって協議し解決にあたるものとする。

エ 感染症の大規模な流行等の不可抗力によって委託業務の実施が著しく困難となったときは、契約の趣旨を損なわない範囲で、その実施方法等を変更できるものとする。